

## 用語の定義

### 1 身体障害者福祉関係

#### 身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数

### 2 知的障害者福祉関係

#### 療育手帳交付台帳登録数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている数

### 3 障害者総合支援関係

#### 補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの

### 4 婦人保護関係

#### 婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事又は市長が委嘱する相談員

### 5 老人福祉関係

#### (1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

#### (2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(3) **軽費老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型**

無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であり、このうち軽費老人ホームは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を、都市型は、都市部を中心とした地域において自炊のできる程度の健康状態にある者を、A型は身寄りのない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設

(4) **老人クラブ**

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成21年6月15日老発第0615001号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための15事業を行う団体

## 6 民生委員関係

### 民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる。

## 7 社会福祉法人関係

### (1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない。

### (2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

### (3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

### (4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている数

9 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業

不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談